

5

10

15

20

3 個人被告らの責任（乙事件争点3）

(1) 前提

25 本件合意違反は、原告夢実が被告インシップから本件商品の製造を直接委託された平成16年4月頃から平成30年2月頃（同月16日製造分以前）

まで継続したものであり（前提事実(2)イ、オ、(3)ア、イ）、本件取引停止は、同年7月12日に行われたものである（前提事実(5)ウ）。

(2) 被告岡田

被告岡田は、原告夢実において、生産設備の調達及び金融関係の対応を行い、健康食品の製造販売には関与していなかったから（被告岡田本人）、本件合意違反につき、民法709条に基づく損害賠償責任を負うとは認められない。

もっとも、被告岡田は平成16年4月から平成17年9月30日までの間は原告夢実の代表取締役であり、同日から平成30年7月10日までの間は取締役であったのであるから（前提事実(1)ア(イ)）、他の取締役（被告久保田及び被告金夫）が行った本件合意違反につき、監視監督する義務を怠ったものであり、そのことにつき少なくとも重過失があったと認められる。よって、被告岡田は、会社法429条1項に基づき、被告インシップに対する損害賠償責任を負う。

また、被告岡田は、平成30年7月11日に原告夢実の代表取締役に再就任し（前提事実(1)ア(イ)）、同月12日に本件取引停止を行ったのであるから、本件取引停止につき、民法709条及び会社法429条1項に基づき、被告インシップに対する損害賠償責任を負う。